

## 八街市立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準

令和6年4月26日作成

### (趣旨)

第1条 この基準は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条の規定に基づき、八街市立学校における学校運営協議会の傍聴について、必要な事項を定めます。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、学校運営協議会会長（以下「会長」という。）が定めた席のみとします。ただし、各学校運営協議会の事情に応じて報道関係者席等の特別席を設けることができます。

### (傍聴席の定員等)

第3条 傍聴席の定員は、学校運営協議会の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定めます。

- 2 傍聴希望者は、会議当日会議開会前に傍聴受付簿に所定の事項を記入し、係員に傍聴を希望する旨を申し出ます。
- 3 前項の規定により申し出があった傍聴希望者数が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定します。

### (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができません。

- (1) 決定した傍聴人以外の者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴することを不適當と認める者。

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) みだり傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話及び拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、若しくは録画し、又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしないこと。

### (秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は係員に指示させることができます。

2 会長は、前項の指示をし、又は係員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができます。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会長が八街市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条第1項ただし書の規定により、会議を非公開とする旨の宣告をし、又は、前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。

(補則)

第8条 この基準に定めのない事項は、会長が別に定めます。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

### 傍聴受付簿

傍聴人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

---

令和 年 月 日

### 傍聴受付簿

傍聴人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

---

令和 年 月 日

### 傍聴受付簿

傍聴人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

---

令和 年 月 日

### 傍聴受付簿

傍聴人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_